

被扶養者資格継続調査を実施します

共済組合では地方公務員等共済組合法に基づき、組合員被扶養者証の検認として被扶養者資格継続調査を行っています。

「いばらき共済」令和3年5月号(No.329)にてお知らせしたとおり、遡及して認定取消となる場合の期間が長期になることを防ぐため、本年度から全所属を対象に毎年度実施することになります。

なお、下表により時期を分けて実施しますが、①の所属所の令和3年度調査は、これまでどおり2年分となります。



この調査は、現在被扶養者として認定されている方が、引き続き認定要件を満たしていることを確認する重要な手続きですので、ご理解とご協力をお願いします。

※来年度以降は、全所属所において7月に調査書の送付を予定しています。

① 調査対象所属所 組合員証の記号が101～123の所属所

| 調査書送付時期 → 7月 | | 水戸市役所 | 日立市役所 | 土浦市役所 |
|--------------|----------|--------|-------|---------|
| 石岡市役所 | 結城市役所 | 龍ヶ崎市役所 | 下妻市役所 | 常陸太田市役所 |
| 高萩市役所 | 北茨城市役所 | 笠間市役所 | 取手市役所 | 牛久市役所 |
| つくば市役所 | ひたちなか市役所 | 鹿嶋市役所 | 潮来市役所 | |

② 調査対象所属所 組合員証の記号が124～615の所属所

| 調査書送付時期 → 9月 | | 守谷市役所 | 常陸大宮市役所 | 那珂市役所 |
|--------------|--------|---------------|-----------|-------|
| 筑西市役所 | 坂東市役所 | 稲敷市役所 | かすみがうら市役所 | 桜川市役所 |
| 神栖市役所 | 行方市役所 | 古河市役所 | 鉾田市役所 | 常総市役所 |
| つくばみらい市役所 | 小美玉市役所 | 全ての町村・一部事務組合等 | | |

調査対象者

令和3年7月1日(調査基準日)において認定中の被扶養者の方が調査対象となります。

ただし、18歳未満の方、高校生、今年3月に高校・大学等を卒業された方、令和3年4月1日以降に被扶養者に認定された方は原則、除きます。

※18歳未満の子が調査対象者になっている場合は、夫婦のどちらがその子を扶養すべきかを確認するため、配偶者の方の収入について調査します。

調査方法

調査対象者を有する組合員の方に対し、「被扶養者資格継続調査書」を所属所経由で配付しますので、調査書に所要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。

認定要件 (収入の種類と認定基準額)

年金の受給状況と年齢、収入の種類により、次のとおり基準額が異なります。

| 区分 | 年齢 | 年間基準額 | 月額基準額 | 日額基準額 |
|-----------|-------|---------|---------------------------|----------------------------|
| 公的年金の受給なし | 全年齢 | 130万円未満 | 108,334円未満 (130万円÷12月) | 3,612円未満 (108,334円÷30日) |
| 遺族年金の受給あり | 60歳未満 | | | |
| 公的年金の受給あり | 60歳以上 | 180万円未満 | 150,000円未満 (180万円÷12月) | 5,000円未満 (150,000円÷30日) |
| 障害年金の受給あり | 全年齢 | | | |

ア 給与収入がある方

勤務日数や勤務時間が不規則で、月々の給与収入額が一定しない場合は、月額基準額と3ヵ月間の平均収入月額で判断することとなり、年額が基準限度額未満であっても被扶養者資格が取り消しとなります。

なお、給与収入には賞与も含まれます。

イ 事業収入・不動産収入・農業収入・株の配当金等の収入がある方

これらの収入は年間基準額で判断し、次の経費を控除した額となります(所得税法上の必要経費とは異なります)。

○事業収入・不動産収入…修繕費、消耗品費等(事業の種類によって異なります。)

○農業収入……………小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費・飼料費、農具費、農薬衛生費、修繕費、動力光熱費、荷造運賃手数料、土地改良費、地代家賃、水利費、精米機使用料

ウ 失業給付・傷病手当金等の収入がある方

日額で支給されることから日額基準額で判断することとなります。

エ 複数の種類の収入がある方

それぞれの収入を合算した額とその種類に適した基準額で判断します。

オ 子を認定している場合で配偶者に収入がある方

年間収入の多い方の被扶養者とします。

夫婦の年間収入が同程度(収入の多い方から見て1割以内)である場合は、主として生計を維持する方の被扶養者とします。

添付書類

下記の書類を提出してください。

給与収入がある方……………雇用証明書(調査書と併せて配付しますので、被扶養者の勤務先で証明を受けてください。)

年金収入がある方……………最新の年金振込通知書(写)または年金額改定通知書(写)

事業収入等がある方……………確定申告書(写)および収支内訳書(写)

その他の収入がある方……………それぞれの収入金額が確認できる書類

組合員と別居している方……………直近3ヵ月分の仕送りが確認できる書類(振込受領書、ATM(配偶者と学生である子を除く)利用明細および銀行等の預金通帳(写))

父母等を認定している方……………認定基準判定シート(当組合指定の様式)、組合員の源泉徴収票等、父母両方の収入が確認できる書類(被扶養者でない父または母も含む。)

子を認定している場合で配偶者に収入がある方…配偶者の源泉徴収票等

その他当組合が必要と判断する書類

※①の「調査対象所属所」は、2年分(令和元年(平成31年)および2年)の書類を提出してください。

被扶養者資格の取消

この調査で認定要件を満たさないことが判明したときは、その要件を満たさなくなった日までさかのぼって被扶養者資格を取り消します。

なお、取消日以降に医療機関等で受診していた場合には、当組合が負担した医療費等を返還していただきます。

また、被扶養者資格継続調査書を提出されないときは、被扶養者資格を取り消す場合がありますので、必ず期日までに提出してください。

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413